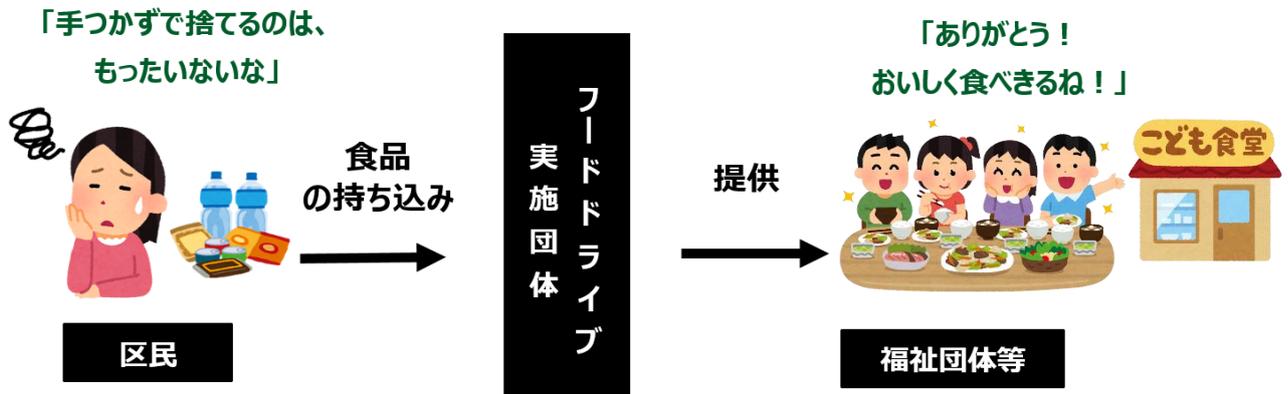


フードドライブ実施マニュアル

1. フードドライブとは

フードドライブとは、食品ロス削減のために各家庭で使い切れない手つかずの食品（未利用食品）を受け入れ、地域の福祉団体やフードバンクなどを通じて必要とする人々に提供する活動です。



2. 実施手順

①事前準備

- ・提供先（子ども食堂など）を決め、食品の受入条件・引き渡し日や運搬方法について相談しておく。（引渡しが後日になる場合は保管場所を確保しておく。）
- ・フードドライブの実施期間、場所を決める。
- ・フードドライブの実施を周知する（実施日時・場所・受入条件等）。
- ・実施日の2週間前までにごみ減量リサイクル課まで貸出物品の借用申請を行い、実施日の1週間前までに貸出物品を受け取る。

②実施

- ・食品の受け取り時は、受入条件に当てはまるか確認してから受け取る。

③実施後

- ・実施後1週間以内に実施報告書を添付し、貸出物品をごみ減量リサイクル課に返却する。
- ・回収食品を福祉団体等に引き渡す。

3. よくある「回収できない食品」の例

フードドライブで回収する食品の受入条件は、提供先と調整の上決定しますが、よくある回収できない食品の例は以下のとおりです。

回収できない食品	回収できない理由
生鮮食品（生肉、魚介類、生野菜など） 冷蔵食品、冷凍食品など温度管理が必要な もの	フードドライブ実施団体や提供先に冷蔵庫・冷凍庫がない場合、腐敗の恐れがあるため
手づくり品、お弁当、食べ残しの食品 開封されたもの、包装が破損したもの	食品衛生の観点から、フードドライブ実施団体や提供先が品質を保証できないため
賞味期限が1か月または2か月未満のもの ※提供先により異なる	最終的な提供先への配布までに、最低1か月程度の余裕を見ておいておいた方が良いため
アルコール類（料理酒・みりんを除く）	アルコール類は趣向品であり、飲まない人・飲めない人もいるため
びん詰などガラス製容器に入ったもの	運搬の途中で割れる可能性があるため

※米については賞味期限がないため、精米日から1年以内が目安となる。

4. 提供先について

提供先の例としては、フードバンクや子ども食堂等などの福祉団体があります。お近くにそのような団体がないか、インターネット等で調べてみましょう。

区フードドライブへの食品提供を希望する場合は、事前に下記問合せ先までご連絡ください。区に提供する場合の食品の受入条件は以下のとおりです。

【受入可能な食品】

- ①賞味期限が1か月または2か月以上ある（事前相談にて決定）
- ②常温保存できる未利用食品（お米、パスタ、缶詰、レトルト食品、調味料、お菓子等）

【受入できない食品】

- ①冷凍・冷蔵食品、生鮮食品など常温保存できないもの
- ②外装が破損している、または開封済みであるもの
- ③ガラス製容器のもの（ビン詰めなど）
- ④アルコール類（料理酒・みりんを除く）
- ⑤手作りのもの（製造者または販売者、成分、アレルギー表示がないなど）

【問合せ先】

新宿区環境清掃部ごみ減量リサイクル課
電話:(5273)3318 FAX:(5273)4070

5. 物品返却時のチェックリスト

貸出物品は付属品も含めて全てあるか

のぼり旗（布）



ポール（かんざし含む）

※かんざしはポール内に収納可



ポール

かんざし

ポール土台（パーツ含む）



ミニのぼり旗（台座含む）



食品回収用コンテナ



貸し出しの個数と一致しているか

返却物品に破損はないか

実施報告書は添付されているか